



○公 告

小諸市森山土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

理 事

新 任

氏 名	住 所
小林 延郎	小諸市大字森山881番地5
荻原 幸吉	小諸市大字森山43番地8
小林 良一	小諸市大字森山804番地

重 任

氏 名	住 所
遠山 清人	小諸市大字森山838番地
小林 丈人	小諸市大字森山797番地1
森山 賢一	小諸市大字森山654番地
山浦 一男	小諸市大字耳取744番地
塩川 邦男	小諸市甲1128番地
塩川 正	小諸市甲55番地5
山浦 庸三	小諸市大字耳取802番地
山浦 富重	小諸市大字耳取775番地

退 任

氏 名	住 所
塩川 秋雄	小諸市大字森山830番地
塩川 久末	小諸市大字森山667番地
清水 一好	小諸市大字森山799番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
甘利 光生	小諸市大字和田984番地1

重 任

氏 名

住 所

塩川正人

小諸市大字森山125番地

退 任

氏 名

住 所

望月菊五郎

小諸市大字柏木24番地2

土地改良課

○公 告

長野県西部南箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

理 事

新 任

氏 名

住 所

安藤平人

上伊那郡南箕輪村981番地

退 任

氏 名

住 所

倉田嘉一

上伊那郡南箕輪村3番地1

土地改良課

○公 告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

理事

重任

氏 名	住 所
黒河内 禮 二	伊那市大字伊那部5344番地
北 原 茂 勝	伊那市大字東春近1079番地
小 牧 典 生	伊那市大字富県5462番地
下 平 長 治	伊那市大字東春近1877番地 2
下 平 俊 二	伊那市大字東春近2386番地
矢 野 源 嗣	伊那市大字美篤9714番地
登 内 誠 一	伊那市大字手良沢岡1314番地
平 澤 一 良	伊那市大字伊那部7569番地 1
原 弘	伊那市大字伊那部2728番地 1

退任

氏 名	住 所
清 水 国 彦	上伊那郡南箕輪村5238番地

監事

新任

氏 名	住 所
田 中 和 夫	伊那市大字伊那部6345番地

重任

氏 名	住 所
春 日 三 郎	伊那市大字美篤2995番地 1
小 牧 亮 久	伊那市大字富県6631番地

退任

氏 名	住 所
沖 村 始	伊那市大字伊那部3535番地

土地改良課

○公 告

長野県小渋川土地改良区の役員について、次のように就任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県下伊那地方事務所長 村 山 武 夫

理 事

新 任

氏 名	住 所
片 桐 貞 夫	下伊那郡豊丘村大字神稻10155番地3

土地改良課

○公 告

長野県下堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理 事

新 任

氏 名	住 所
大日方 定 男	長野市川中島町上氷鉋879番地
丸 田 正 光	長野市川中島町上氷鉋1068番地
増 田 幸 雄	長野市川中島町御厨686番地
内 山 今朝男	長野市川中島町御厨1087番地の2
田 中 光 男	長野市川中島町御厨1613番地
倉 嶋 恒 男	長野市稲里町田牧751番地
鈴 木 幸 男	長野市稲里町田牧960番地の1
宮 尾 昌 通	長野市篠ノ井西寺尾2890番地

中村千幸 長野市篠ノ井小森690番地
 杉村貢 長野市篠ノ井東福寺2251番地
 重任

氏名 住所

久保貞二郎 長野市篠ノ井東福寺118番地
 岡村安正 長野市篠ノ井今井1657番地
 杵渕正久 長野市篠ノ井杵渕1031番地
 小山至 長野市篠ノ井東福寺615番地

退任

氏名 住所

西沢昇 長野市川中島町上氷鉋534番地
 野池幹夫 長野市川中島町四ツ屋849番地
 遠藤與四郎 長野市川中島町御厨119番地
 大日方範行 長野市川中島町御厨1609番地
 小山幸和 長野市稲里町田牧380番地
 穂刈泰男 長野市稲里町田牧799番地1
 相沢助次 長野市神明210番地
 米沢清 長野市篠ノ井小森679番地1
 近藤泰人 長野市篠ノ井東福寺1438番地口

監事

新任

氏名 住所

北沢覚 長野市川中島町今里160番地
 丸山和英 長野市稲里町田牧715番地
 酒井淳 長野市篠ノ井杵渕671番地2
 竹中政夫 長野市篠ノ井東福寺1840番地1

重任

氏名 住所

柳原等 長野市川中島町御厨1773番地

退任

氏名 住所

大日方定男 長野市川中島町上氷鉋879番地
 倉嶋恒男 長野市稲里町田牧751番地
 今井昇 長野市篠ノ井杵渕642番地1
 牧村嘉久太 長野市篠ノ井東福寺1880番地

土地改良課

○公 告

中野市高丘土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

理 事

新 任

氏 名	住 所
北 原 昭 夫	中野市大字立ヶ花73番地
北 原 貞 次	中野市大字立ヶ花204番地
荻 原 一 彦	中野市大字立ヶ花1674番地 2
小 林 裕 明	中野市大字栗林88番地
小野沢 京 二	中野市大字栗林321番地
石 川 浩	中野市大字栗林324番地
石 川 福 治	中野市大字栗林282番地 1

重 任

氏 名	住 所
有 賀 計佐男	中野市大字牛出510番地 5
有 賀 義 晴	中野市大字牛出508番地
有 賀 嘉 則	中野市大字牛出200番地
鈴 木 弘	中野市大字牛出584番地 1
有 賀 千代江	中野市大字栗林40番地口
小 林 重 之	中野市大字栗林83番地

退 任

氏 名	住 所
芋 川 孟	中野市大字立ヶ花90番地
北 原 清 一	中野市大字立ヶ花120番地
芋 川 太 郎	中野市大字草間1662番地 1
飯 島 延 行	中野市大字栗林232番地

町田 勝	中野市大字栗林310番地 2
小野沢 健治	中野市大字栗林314番地
三田 俊夫	中野市大字栗林329番地
監事	
新任	
氏名	住所
西原 幸雄	中野市大字立ヶ花110番地
町田 栄	中野市大字栗林298番地
重任	
氏名	住所
有賀 勉	中野市大字牛出199番地
退任	
氏名	住所
芋川 昶	中野市大字立ヶ花59番地
小林 智	中野市大字栗林48番地

土地改良課

○公 告

清算法人下水内郡水内土地改良区の清算人について、次のとおり就任の届出があった。

平成14年4月15日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

就 任

氏名	住 所
桜沢 哲雄	下水内郡栄村大字豊栄2767番地
広瀬 忠雄	下水内郡栄村大字北信3666番地 1
江尻 一人	飯山市大字照岡3108番地
月岡 美雄	下水内郡栄村大字豊栄1556番地
月岡 宣夫	下水内郡栄村大字豊栄566番地
高沢 正三	下水内郡栄村大字豊栄2734番地 1

広瀬敏夫	下水内郡栄村大字北信286番地
山岸克己	下水内郡栄村大字北信355番地
高橋友太郎	下水内郡栄村大字北信2117番地
島田一松	下水内郡栄村大字北信1621番地
広瀬鶴雄	下水内郡栄村大字北信3522番地

土地改良課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年4月15日

長野県下伊那地方事務所長 村山武夫

1(1) 許 可 番 号

平成13年7月25日 長野県下伊那地方事務所指令13下伊地建第4-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市鼎下山380-1、380-2、381-1、382-1、383-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市鼎下山1214

五光カメラ飯田(株) 代表取締役 後藤 正

2(1) 許 可 番 号

平成11年9月22日 長野県下伊那地方事務所指令11下伊地建第23-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市上郷別府525、538-1、560-2、561-1、568-1、493-3の一部

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市松尾町3-19

勝間田建設株式会社 取締役社長 勝間田悦明

3(1) 許 可 番 号

平成8年7月26日 長野県下伊那地方事務所指令8下伊地建第20-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市大瀬木1971-1の一部、1997-1の一部（第三工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市大久保町2534

飯田市長 田中 秀典

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年4月15日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

1 許 可 番 号

平成13年12月28日 長野県佐久地方事務所指令13佐地建第13-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字御代田字大林4108-494、4108-495、4108-501、4108-1939、4108-2079、4108-2080

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県佐久市大字横和274-1

株式会社タウン企画 代表取締役 池田 正

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年4月15日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

1(1) 許可番号

平成14年3月6日 長野県指令13建第40-26号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科5495-1、5497-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科5768-3 堀内 不二夫、堀内 實

2(1) 許可番号

平成13年12月12日 長野県指令13建第40-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字南原1096-7

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田1

サークルケイ・ジャパン株式会社 代表取締役 土方 清

建築管理課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成12年度包括外部監査に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表する。

平成14年4月15日

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

13医第931号

平成14年3月28日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成12年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成13年3月21日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成12年度包括外部監査に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

県立病院の事業の管理及び財務事務の執行について

2 措置の内容

(1) 事業の管理について

事 項		監査結果(要旨)	措 置 の 内 容
ア 経営管理の観点からみた負担金	(ア) 負担金目的の妥当性	「自治医大卒業医師受入負担金」は「増こう経費負担金」に一本化することにより廃止し、負担金目的の明確化を図っていく必要がある。	自治医大卒業医師受入負担金については、給与等の補てんを目的としているため、平成12年度の負担金受入を行わず、廃止した。
		病院に勤務していた者が他会計部局で退職した場合に病院事業会計が、病院に勤務していた期間に対応する退職金を負担していないことは問題がある。	平成12年度決算処理から、他会計部局で退職した者の病院勤務期間に対応する退職金を負担することとし、改善した。
	(イ) 負担金額の妥当性	A型負担金収入とそれに見合いの実績コストは毎年度比較し、その差異を極力少なくするよう、負担金額算定の精度を高める必要がある。	平成13年度予算から前々年度の実績時間による算定に変更し、精度を高めている。
イ 損益管理の観点からみた会計処理	(ア) 退職給与引当金	損益管理の観点からの会計処理としては、退職給与金について引当金の設定が望まれる。	平成14年度当初予算において、直近数年間の退職給与金決算額の平均額を上回る金額の予算計上を行い、残額が生じた場合に引当金計上することとした。次年度以降については、財政状況を勘案しながら増額していく予定である。

	(イ) 本庁人件費の負担	<p>本庁において病院事業の管理にかかわっている医務課病院系の職員14名のうち7名のみ病院事業会計で費用負担しているが、上記14名はもっぱら病院事業にかかわる業務に従事している。負担基準を明確にし、経営実態を正しく反映するよう、病院事業会計が負担すべきものは負担することが望ましい。</p>	<p>保健衛生行政などの一般行政と密接な関係があるものの、もっぱら病院事業に従事している状況であるので、平成14年度当初予算において、関係職員13人全員分の人件費を病院事業会計予算に計上した。</p>
ウ 病院業務の運営状況	(ア) 須坂病院	<p>診察を受けるまでの待ち時間に対する苦情が発生しているため、予約時間を細分化し予約患者の分散を図るとともに、患者にも頻繁に声をかけるなど不満解消を目指す必要がある。</p> <p>また、診察前の中待合いでの前患者と医師の会話が筒抜け状態のため、プライバシー保護のためにも中待合いは廃止すべきと考える。</p>	<p>予約時間の細分化及び患者への声かけを実施して、なお一層の患者サービスに努めていくこととした。</p> <p>また、中待合いについては、プライバシーに配慮することとしているが、平成14年5月から診療を開始する新棟では、中待合いと診察室を防音性のある間仕切りで対応することとした。</p>
		<p>コバルト治療機器は、老朽化によるメンテナンスコストや治療効果を考えると他の治療機器への更新時期にあると考える。</p> <p>また、患者アメニティ向上のための設備・機器、職員の業務効率化や適切な職務内容への改善を図るための機器も積極的に取り入れるべきである。</p>	<p>平成13年度において、機器の更新を行い、改善している。</p>
	(イ) 駒ヶ根病院	<p>設備の老朽化については、新築まで放置せず、安全性の確保だけでも早急に対応すべきである。</p>	<p>エレベーター、ボイラー、トイレ等、修繕可能なものについては、平成13年度予算で改善している。</p>
	(ウ) 木曾病院	<p>会計での患者待ち時間が長くなっているため、患者自身が会計カードを窓口を持っていくなど、待ち時間短縮のためにも再考が望ましいと考える。</p>	<p>平成13年度中にオーダーリングシステムが導入されるため、本格稼働の平成14年度からは待ち時間の短縮が図られる。</p>

エ 情報技術 の活用等	(ア) 情報シ ステムの有 効活用	平成7年に導入された須 坂病院の医事会計システム は、現状の医事業務に対応 することが困難になってい ると考えられるため、でき るだけ早期に改善すること が望ましい。	須坂病院の医事会計シ ステムについては、現在 更新中であり、平成14年 5月の新棟移行時からの 稼働を予定している。
		データの有効活用の観点 から木曽病院の薬品在庫管 理システム及び須坂、阿南、 木曽病院の医事会計システ ムにおいて、保有できるデー タが6か月分であるため、 データ保有期間を15か月程 度まで延ばして、即時に参 照可能なようにシステムを 変更することが効率性の観 点から望ましい。	阿南病院及び木曽病院 については、平成13年度 に現行システムの更新を 行い、改善済みである。 また、須坂病院について は、現在更新中であり、 平成14年5月に改善予定 である。
		須坂、木曽病院において は、多くの診療科を有し、 外来患者が多いため、将来 的にトータルオーダリング システムの導入を検討する 必要があると思われる。	オーダリングシステム については、木曽病院は 平成13年度、須坂病院は 平成14年度に導入を予定 している。
	(イ) 情報シ ステムの機 密保護	医事会計システムの端末 機で、こども病院を除く4 病院についてはパスワード が個人毎に設定されていな いため、権限者でない者が 操作できることから、利用 者にID（個人コード）を 付与し、これにパスワード を入力させることにより、 正当な権限者であることを 確認できるようにする必要 がある。	ID付与及びパスワー ド入力を行い、適正管理 に努めている。
		こども病院では、診療支 援システムから医師が自由 に患者データをダウンロード できる仕組みとなっている が、適切な機密保護とし て患者データの入っている パソコンには、必ずパスワー ドを設定することが必要で ある。	診療支援システムから ダウンロードする際には、 個人パソコンのIPアド レスの変更を要すること とした。 また、個人パソコンに パスワード設定を行い、 改善済みである。

		阿南、木曽病院においては、患者データのバックアップとして光磁気ディスクや磁気テープの保管を、不正使用や盗難、紛失を回避できるように施錠可能な適切な場所に保管を行うことが望ましい。	ロッカーに保管し、施錠を行うことで改善済みである。
(ウ) 情報システムの安全対策		須坂、阿南病院においては、薬品在庫管理システムの薬品マスターを更新する際に、薬品卸会社から提供されるフロッピーディスクを媒体として使用しているが、適切なコンピュータウィルス対策がとられていないので、必ず検知ソフトでウィルスに感染していないことを確認した上で、薬品マスターの更新を行う必要がある。	フロッピーディスクについては、ウィルスに感染していないことを確認するため、ウィルス検知ソフトを導入し、改善済みである。
		阿南病院を除く4病院の栄養管理システム及び須坂、駒ヶ根、阿南病院の医事会計システムには、雷などを原因とする電力の瞬断対策に対して適切な対策がとられていないので、システムを正常に終了させ、データファイルの保護を図ることが可能な程度の無停電電源装置の設置が望ましい。	データ保護の観点から、システムを正常に終了させることが可能な容量の無停電電源装置を導入し、改善済みである。

(2) 財務事務の執行

事 項		監査結果 (要旨)	措 置 の 内 容
ア 医事会計業務	(ア) 診療収益の処理	日々においても現金受払記録と実入金額及び指定金融機関への送金額やつり銭保管現金の実査を行い、患者自己負担現金の請求額との整合性を確かめることにより、現金収納額の妥当性をより確実なものにする必要がある。	日々における現金の実査については、業務担当職員あるいは医事業務委託職員が実施している。

		<p>外来診療の患者自己負担分については、こども病院を除く4病院において未収納額は決算の際、診療収益に計上されていないため、未入金額を含めて年度の決算において収益計上すべきである。</p> <p>外来未入金の管理について、日常業務は別途記帳管理し、滞納への対応も確立すべきである。</p>	<p>外来診療の自己負担分については、平成12年度決算から収益計上を行い、改善した。</p> <p>また、外来未入金の管理については、整理簿を作成するなどに対応している。</p>
	(イ) 診療報酬の請求留保	<p>公費負担申請のため、保険者への請求を留保している診療報酬について、費用と収益を期間対応させ、決算書に適切な経営成績を反映させるため、期末に収益計上する必要がある。</p>	<p>平成12年度決算から収益計上を行っており、改善済みである。</p>
イ 医薬品の管理	(ア) 医薬品使用の効率性	<p>医薬品倉庫からの払出管理について、誰がどのような根拠で払出処理したのか明確にする管理体制が望まれる。</p>	<p>払出伝票により処理をするなど管理体制を改善している。</p> <p>なお、阿南病院で行っているバーコード処理では、払出者がサインすることとした。</p>
	(イ) 医薬品の購入契約	<p>各病院が個別に使用している医薬品については、医務課で締結している一括単価契約とは別に各病院が独自に単価契約を締結しているが、事務負担の軽減を図るため、医薬品の単価契約は医務課に統一することが望ましい。</p>	<p>平成13年度から医務課で年2回の単価契約を行っており、改善済みである。</p> <p>なお、契約以降の新薬の購入については、各病院で対応せざるを得ない。</p>
ウ 固定資産の管理	(ア) 機器及び備品の現物管理	<p>機器及び備品は、納品後、固定資産台帳を作成し、管理用ラベルを付すことが必要である。また、固定資産の除却処理は、その事実とともに随時行わなければならない。</p>	<p>機器及び備品の納品後、固定資産台帳の作成及び管理用ラベルを貼付するよう改善した。</p> <p>また、固定資産の除却処理についても、随時行うよう改善した。</p>
	(イ) 固定資産計上基準	<p>取得価額3万円以上の機器及び備品を固定資産計上</p>	<p>固定資産計上する取得価額については、規則改</p>

		しているが、これを実務的な金額に改めることを検討することも、固定資産管理者の事務負担を軽減する観点から望まれる。	正を行い、10万円以上に改善した。
	(ウ) 固定資産台帳の記載方法	固定資産管理システムは、平成11年度に更新されたが、不具合が発生しているので、システムの修正を行うとともに、十分な研修を行い、各病院担当者のシステムに対する理解を向上させることが望ましい。	システムの修正については、実施済みであり、各病院担当者との連携を密にし、対応していく。
	(エ) 固定資産の取得価額	現在の控除対象外消費税の処理は煩雑なことから、繰延消費税という科目を新たに設け、5年以上20年以内で均等償却していく処理の採用も検討していく必要がある。	平成12年度決算において、繰延消費税の科目を設け、償却期間を5年間として改善した。
	(オ) 有形固定資産取得時の負担金の処理	固定資産取得時に一般会計から負担金を受けた場合、減価償却計算を正しく行うため、対象となった個々の固定資産に負担金受入れの処理をすべきである。	平成12年度決算処理から個々の固定資産に負担金受入処理を行い、改善した。
エ 外部委託の契約事務	(カ) 随意契約の手続	随意契約においては、契約金額の妥当性を十分に検討する必要がある、特別な事由により2者以上の業者から見積書を取ることが困難な場合には、少なくとも積算根拠を明らかにする必要がある。 また、設備保守業務等については、各病院の契約内容を相互に比較検討することも必要である。	平成13年度の契約に当たり、積算根拠を明確にし、妥当性のある契約金額となるよう改善した。 また、各病院における契約実績を医務課でとりまとめ、その結果を各病院に配布し、比較検討するよう改善した。
オ 消費税に係る計算等事務	(キ) 帳簿・請求書等の保存・記載	消費税法により帳簿又は請求書等の保存が7年間とされているが、病院関係の帳簿等の保存期間が5年となっているので、保存基準の改定により、帳簿又は請	平成12年度分から保存期間を7年とし、改善済みである。

		求書のいずれかの保存を7年間に義務付ける必要がある。	
		特定収入等に関しては、法律で定められた事項(収入の内容、使途等)を入金伝票に記載することが必要である。	平成12年度分から必要事項を入金伝票に記載し、改善済みである。

監査委員事務局